

事務連絡
令和4年1月14日

各都道府県マイキープラットフォーム担当課
各都道府県社会保障・税番号制度主幹部局 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

マイナポイント第2弾における公金受取口座の登録について

マイナポイント事業につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、令和3年度補正予算が成立し、新たなマイナポイント事業（以下「マイナポイント第2弾」という。）が実施されることとなりました。当該事業の詳細については、所要の準備が整い次第、順次お知らせする予定です。

このうち、公金受取口座の登録に対するマイナポイント付与に先立ち、公金受取口座登録制度の概要につき、下記のとおりお知らせします。

各都道府県におかれては、域内の市区町村に対しても本事務連絡の内容を周知いただくとともに、必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 公金受取口座登録制度の概要

公金受取口座登録制度は、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

制度の詳細について、デジタル庁ウェブサイトにおいて紹介ページを作成

致しましたので、適宜ご参照下さい。

(ホーム>政策>公金受取口座登録制度)

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

2. 公金受取口座の登録開始時期

公金受取口座の登録は、本年中に以下の方法で出来るようになります。

① マイナポータルでの登録（令和4年春頃を予定）

※ マイナポータルでの登録方法は、準備が整い次第、お知らせしていきます。

② マイナンバーカード方式による所得税の確定申告での登録申請（令和4年1月4日開始）

※上記のほか、金融機関の窓口等での登録も可能となりますが、令和5年度下期以降に開始する予定です。

3. マイナポイント第2弾におけるポイント付与対象・開始時期

公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与します（直接付与方式（※））。

ポイント申込・付与の開始時期については現時点において未定であり、関連システムの整備などの所要の準備ができ次第、申込方法も含め順次お知らせする予定です。

なお、マイナポータルでの登録に先立ち、令和4年1月4日より、マイナンバーカード方式での所得税の確定申告の際の登録申請が開始されておりますが、こちらもマイナポイントの付与対象になります。

※ 直接付与方式とは、ポイント付与にあたってチャージやお買い物を要しない方式を想定しています。